

第2期香川県ギャンブル等依存症対策推進計画

令和6年度～令和8年度

香 川 県

はじめに



公営競技やぱちんこをはじめとするギャンブル等については、多くの人が娯楽の一つとして楽しんでいます。その一方で、これらのギャンブル等にのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を引き起こす危険性もあり、ギャンブル等依存症対策は社会全体で取り組まなければならない重大な課題です。

そのため、香川県では、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき国が策定した「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を基本に、本県の実情に即した「香川県ギャンブル等依存症対策推進計画」を令和3年3月に策定し、依存症対策の基盤整備に努めたほか、ギャンブル等依存症問題に関する広報啓発活動や相談・治療につなげる施策を実施するなど、各種施策に取り組み、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に進めてきました。

そして、令和4年3月に変更された国の基本計画や、これまでの施策の進捗状況及び新たな課題を踏まえ、引き続き、本県の実情に即した対策を推進するため、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第2期香川県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定しました。

本計画では、2つの重点課題と7つの数値目標を設定したほか、7つの分野ごとに基本的施策を掲げ、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進することとしています。

県では、本計画に基づき、国、市町、事業者、民間団体等の関係機関と連携しながら、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の防止と、当事者やその家族等への支援をさらに充実させ、誰もが健康で安心して暮らすことのできる香川の実現を目指してまいりますので、県民の皆様をはじめ、ギャンブル等依存症対策に関わる全ての方々の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、香川県ギャンブル等依存症対策連携会議の委員の皆様をはじめ、多くの方々から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

香川県知事 池田豊人

目 次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 ギャンブル等依存症を取り巻く香川県の状況

- 1 ギャンブル等の環境に関する状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 ギャンブル等依存症に関する現状・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 ギャンブル等依存症関連問題の状況・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 ギャンブル等依存症に関する相談状況・・・・・・・・・・・・ 16
- 5 依存症対策における専門医療機関・治療拠点機関の状況・・ 17
- 6 自助グループ等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 基本的な方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第4章 これまでの取組と課題

- 1 第1期計画策定後の香川県のギャンブル等依存症対策に係る取組状況・ 20

第5章 重点課題

- 1 重点課題と数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第6章 基本的施策

- 1 予防教育・普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 人材の確保及び育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3 相談支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 4 医療体制の充実及び関係者のスキルアップ・・・・・・・・・・ 25
- 5 自助グループ等との連携推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 6 社会復帰の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 7 連携協力体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第7章 推進体制等

- 1 関連施策との有機的な連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 3 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 4 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第8章 資料

- 1 ギャンブル等依存症チェックリスト(日本語版SOGS短縮版)・・・・ 28
- 2 相談機関一覧
(1)依存症相談窓口(精神保健福祉センター、保健所等)・・・・ 29

(2)消費生活相談窓口（消費生活センター、県民センター）	30
(3)多重債務者相談窓口（四国財務局）	30
(4)法律相談窓口（香川県弁護士会、法テラス香川）	31
3 医療機関等一覧	31
4 自助グループ等一覧	31
5 香川県ギャンブル等依存症対策連携会議委員名簿	32
《用語解説》	33

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

公営競技やぱちんこをはじめとするギャンブル等については、多くの人が健全に楽しんでいます。その一方で、これらのギャンブル等にのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。

このため、国は、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、平成30年10月に「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）を施行するとともに、平成31年4月には、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（令和4年3月変更。以下「基本計画」という。）を策定しました。

県では、基本法の基本理念に基づき、総合的かつ計画的なギャンブル等依存症対策を推進していくため、令和3年3月に「香川県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定しましたが、令和5年度が計画期間の最終年度であることから、基本法第13条第3項に基づく検討を加え、新たに「第2期香川県ギャンブル等依存症対策推進計画」（以下「計画」という。）を策定しました。

本計画に基づき、国、市町、事業者、民間団体等の関係機関と連携し、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の防止並びに当事者及びその家族等への支援の充実により、誰もが健康で安心して暮らすことのできる香川の実現を目指し、様々な取組を行います。

なお、この計画におけるギャンブル等依存症とは、基本法第2条に基づき、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義します。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条第1項の規定に基づき策定する「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」です。

計画策定に当たっては、「第2期香川県アルコール健康障害対策推進計画」、「第八次香川県保健医療計画」や「第7期かがわ障害者プラン」等の関連する他の計画との整合性を図ったものとしています。

3 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

第2章 ギャンブル等依存症を取り巻く香川県の状況

1 ギャンブル等の環境に関する状況

本県の公営競技については、高松競輪（高松市）、ボートレースまるがめ（丸亀市）の2か所が各市により運営されており、本場のほか、競輪場外車券売場及び競艇場外発売場やインターネットで購入することが可能です。競馬については、本県に競馬場はありませんが、インターネットのほか、場外勝馬投票券発売所であるウインズ高松において、日本中央競馬の馬券を購入することが可能です。

また、遊技に位置づけられているぱちんこ・スロットについては県内各地で営業しています。

(1) 公営競技の状況

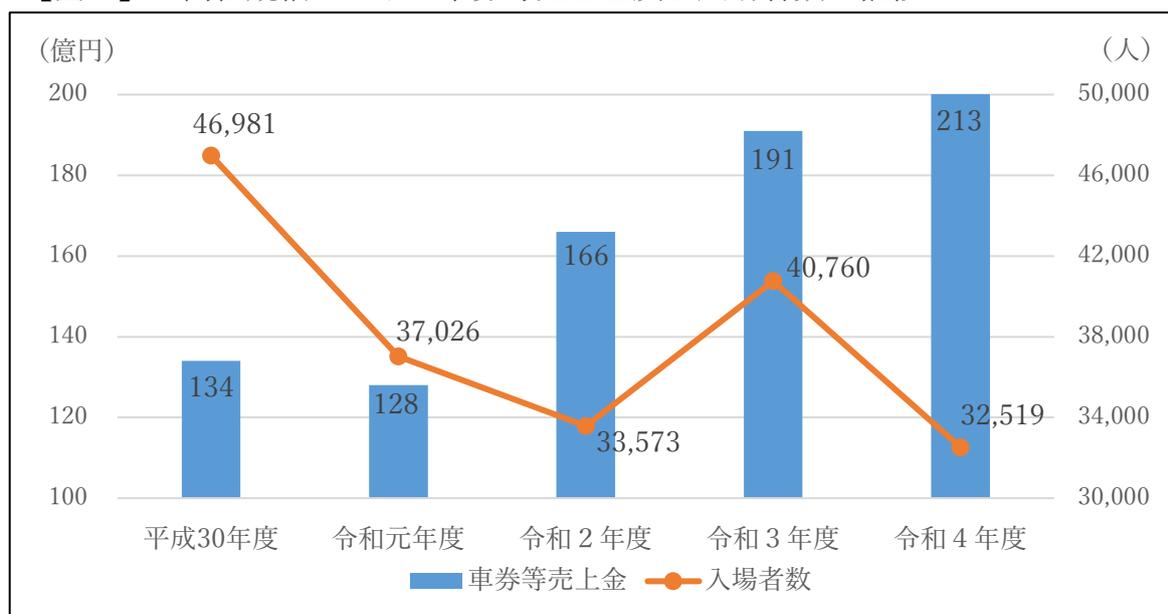
① 高松競輪の状況

高松競輪の入場者数は、令和4年度には32,519人となっており、平成30年度と比較して14,462人（30.8%）減少していますが、車券等売上金は、令和4年度には213億円となっており、平成30年度と比較して79億円（59.0%）増加しています。（表1・図1）

【表1】 高松競輪における車券等売上金及び入場者数の推移

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
車券等売上金	134億円	128億円	166億円	191億円	213億円
入場者数	46,981人	37,026人	33,573人	40,760人	32,519人

【図1】 高松競輪における車券等売上金及び入場者数の推移



資料：総務省「地方財政調査」

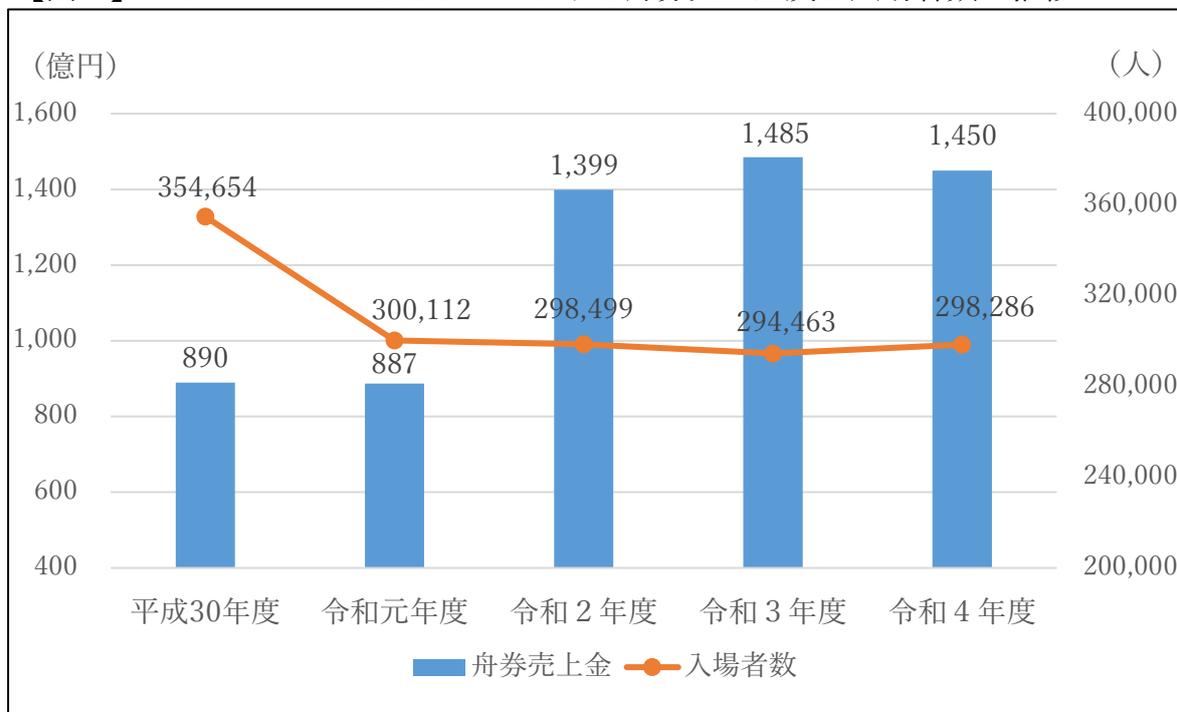
② ボートレースまるがめの状況

ボートレースまるがめの入場者数は、令和4年度には298,286人となっており、平成30年度と比較して56,368人(15.9%)減少していますが、舟券売上金は、令和4年度には1,450億円となっており、平成30年度と比較して560億円(62.9%)増加しています。(表2・図2)

【表2】 ボートレースまるがめにおける舟券売上金及び入場者数の推移

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
舟券売上金	890億円	887億円	1,399億円	1,485億円	1,450億円
入場者数	354,654人	300,112人	298,499人	294,463人	298,286人

【図2】 ボートレースまるがめにおける舟券売上金及び入場者数の推移



資料：丸亀市ボートレース事業局

③ 中央競馬の状況

中央競馬は、全国10か所の競馬場でそれぞれ開催されています。総参加人員数は、令和4年度には19,680万人となっており、平成30年度と比較して1,862万人(10.5%)増加しており、売得金も令和4年度には32,539億円となっており、平成30年度と比較して4,589億円(16.4%)増加しています。

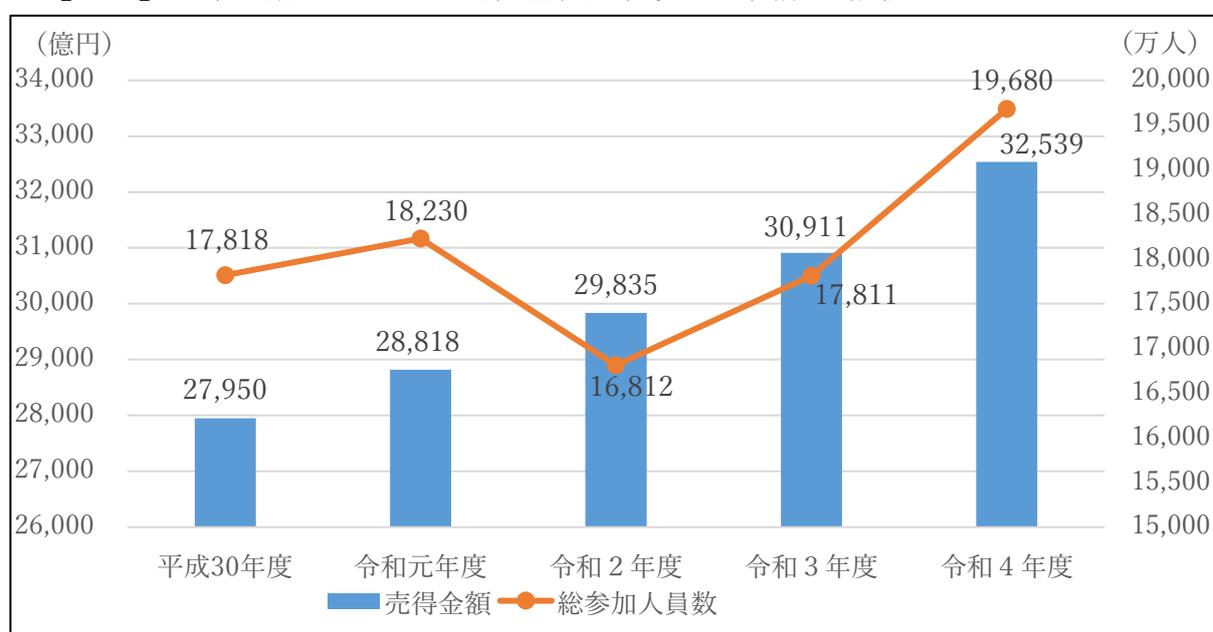
また、本県における中央競馬の場外勝馬投票券発売所(ウインズ高松)における令和4年度の入場者数は239,100人となっています。(表3・図3)

【表3】 中央競馬における売得金及び人員数の推移

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
売得金 ※1	27,950 億円	28,818 億円	29,835 億円	30,911 億円	32,539 億円
総参加人員数	17,818 万人	18,230 万人	16,812 万人	17,811 万人	19,680 万人
開催場 入場人員数	627 万人	624 万人	99 万人	72 万人	279 万人
(参考) ウインズ高松 入場人員数	452,808 人	433,524 人	117,100 人	212,700 人	239,100 人

資料：ウインズ高松入場人員数；ウインズ高松からの聞き取りによる

【図3】 中央競馬における売得金及び総参加人員数の推移



資料：売得金、総参加人員数及び開催場入場人員数；J R A 日本中央競馬会

※ 売得金は、勝馬投票券の発売金から返還金を引いたもの

(2) ぱちんこ店の状況

① 県内ぱちんこ店舗数・遊戯台数の推移

県内のぱちんこ店舗数は、令和4年末には67店舗となっており、平成30年と比較して8店舗（10.7%）減少しています。

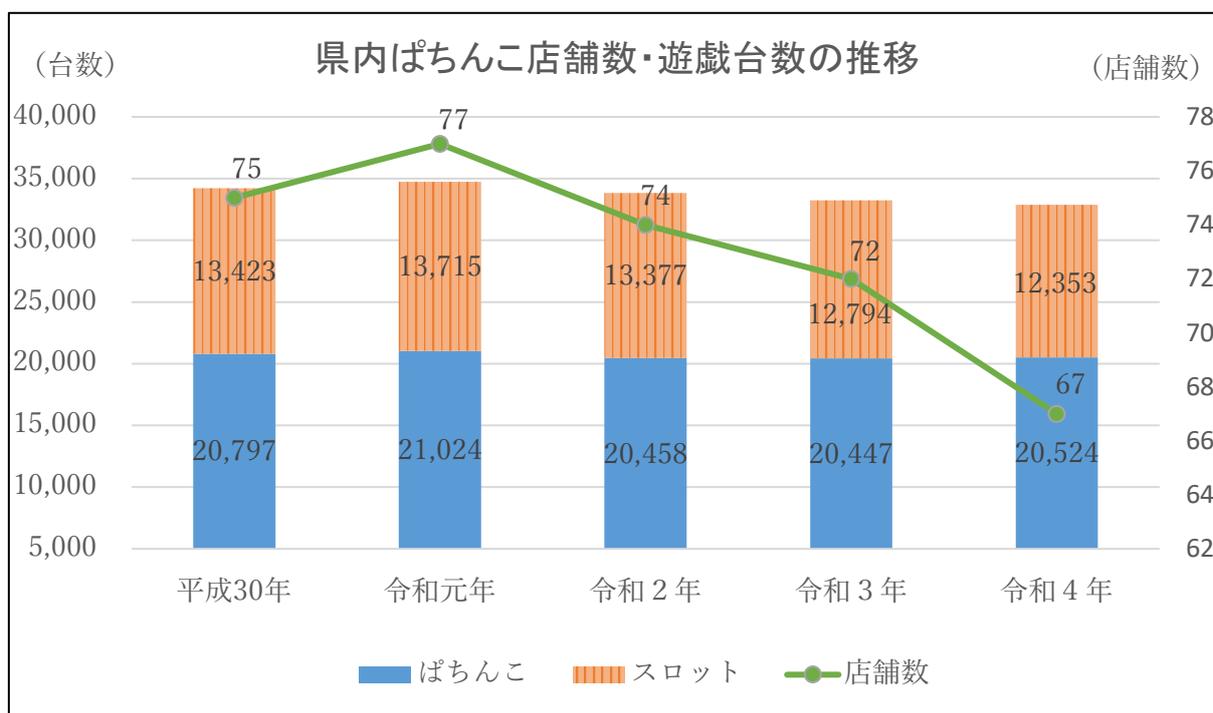
また、遊戯台数は、令和4年末にはぱちんこ、スロット合わせて32,877台となっており、平成30年末と比較して1,343台（3.9%）減少しています。

(表4・図4)

【表4】 県内ぱちんこ店舗数・遊戯台数の推移

年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
店舗数(店舗)	75	77	74	72	67
遊戯台数(台)	34,220	34,739	33,835	33,241	32,877
(ぱちんこ数)	20,797	21,024	20,458	20,447	20,524
(スロット数)	13,423	13,715	13,377	12,794	12,353

【図4】 県内ぱちんこ店舗数・遊戯台数の推移



資料：全日本遊技事業協同組合連合会（いずれの年も12月31日時点）

② ぱちんこにおける行動者率

社会生活基本調査によると、令和3年における香川県のぱちんこへの行動者率（10歳以上人口に占める行動者数※の割合）は、6.5%となっており、全国平均と比較して0.2ポイント高くなっています。（表5）

【表5】 ぱちんこにおける行動者率 (単位：%)

年	平成18年	平成23年	平成28年	令和3年
全国	11.8	10.0	8.5	6.3
香川県	11.3	10.0	9.4	6.5

資料：総務省「社会生活基本調査」

※ 行動者数は、過去1年間に該当する種類の活動を行った人（10歳以上）の数

2 ギャンブル等依存症に関する現状

(1) ギャンブル等依存が疑われる人等の推計数（試算）

平成 29 年に国立研究開発法人日本医療研究開発機構が実施した「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査」によると、過去 1 年以内でのギャンブル等依存が疑われる人の割合を成人の 0.8%、生涯を通じてギャンブル等依存が疑われる者の割合を 3.6%と推計しています。

また、令和 2 年度に独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが実施した「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」（令和 3 年 8 月公表）によると、過去 1 年間にギャンブル等依存が疑われる人の割合を成人の 2.2%と推計しています（男性 3.7%、女性 0.7%）。同調査の対象年齢は 18 歳から 74 歳で、本県の同年齢人口（男性 315,312 人、女性 319,841 人、計 635,153 人）に、この割合をあてはめて試算すると、本県の過去 1 年間にギャンブル等依存が疑われる人の数は約 14,000 人と推計されます（表 6）。

【表 6】 過去 1 年間にギャンブル等依存が疑われる人の推計数

年度	令和 2 年度
香川県	約 14,000 人

資料：独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」を基に、香川県障害福祉課にて作成

(2) ギャンブル等依存症患者の受療状況

ギャンブル等依存症は精神疾患であり、精神科医療機関での医療が必要となりますが、国立精神・神経医療研究センターの精神保健福祉資料によると、令和元年度の本県におけるギャンブル等依存症による外来、入院患者数はあわせて 12 人となっています（表 7）。また、障害福祉課が実施した調査によると、令和 4 年度の本県におけるギャンブル等依存症による外来、入院患者数はあわせて 82 人（実人数）となっています（表 8）。受診患者数は増加傾向ですが、本県におけるギャンブル等依存が疑われる人の推計数約 14,000 人とかなり乖離しており、多くの方がギャンブル等依存症の治療を行っていないことが推測されます。

【表 7】 ギャンブル等依存症患者の受療状況 (単位：人)

年度	全国			香川県		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
精神外来患者数	2,839	3,527	3,590	1～9 人※1	12	11
精神病床での入院患者数	362	384	364	0	0	非公表※2
合計	3,201	3,911	3,954	9 人以下	12	非公表※2

資料：国立精神・神経医療研究センター「精神保健福祉資料」

※ 1 香川県における外来患者数は、10 人未満のため、公表不可となっている。

※ 2 医療機関が 1～2 の場合は患者数を非公表としている。

【表8】 香川県におけるギャンブル等依存症に係る治療状況（診療実績）
（単位：人）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
外来患者数	36	65	71
入院患者数	0	5	11
合計	36	70	82

資料：香川県障害福祉課調べ

※ 各年度4月1日から3月31日までの期間にギャンブル等依存症を病名(主たるかどうかを問わない)として外来又は入院受診された患者(新規受診患者を含む)。実人数のため複数回受診(入院)の場合は1名としてカウント。

3 ギャンブル等依存症関連問題の状況

ギャンブル等依存症は、ギャンブル等依存症の当事者及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を引き起こす場合があります。

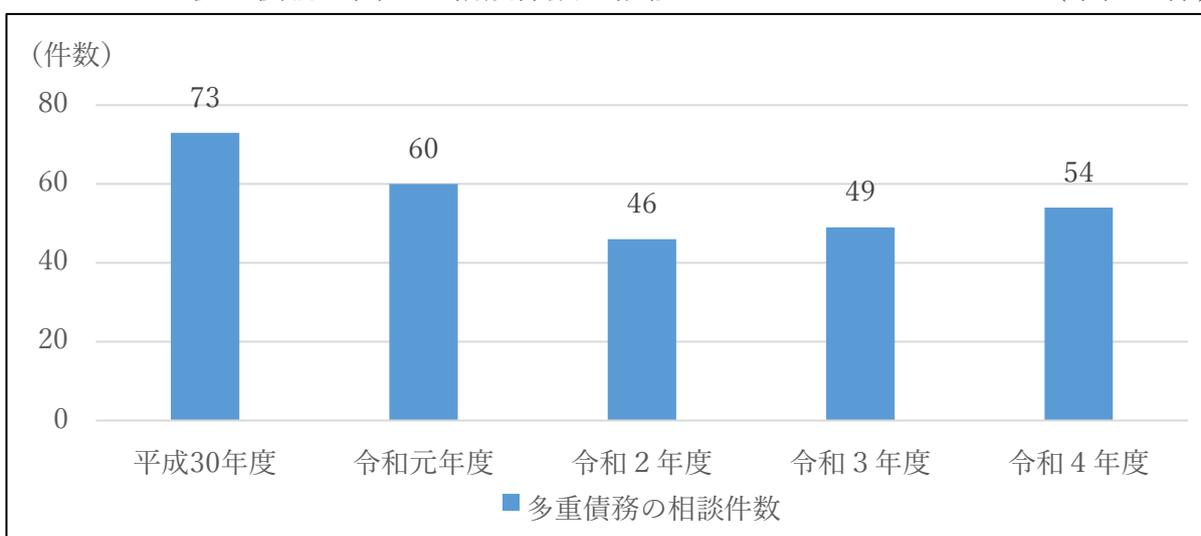
(1) 多重債務

本県の令和4年度における香川県消費生活センター及び県民センターに寄せられた多重債務の相談件数は54件と、平成30年度と比較して19件減少しています。(表9・図5)

【表9】 香川県消費生活センター及び県民センターに寄せられた多重債務に関する相談件数の推移
（単位：件）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
多重債務相談件数	73	60	46	49	54

【図5】 香川県消費生活センター及び県民センターに寄せられた多重債務に関する相談件数の推移
（単位：件）



資料：香川県消費生活センター調べ

(2) 貧困

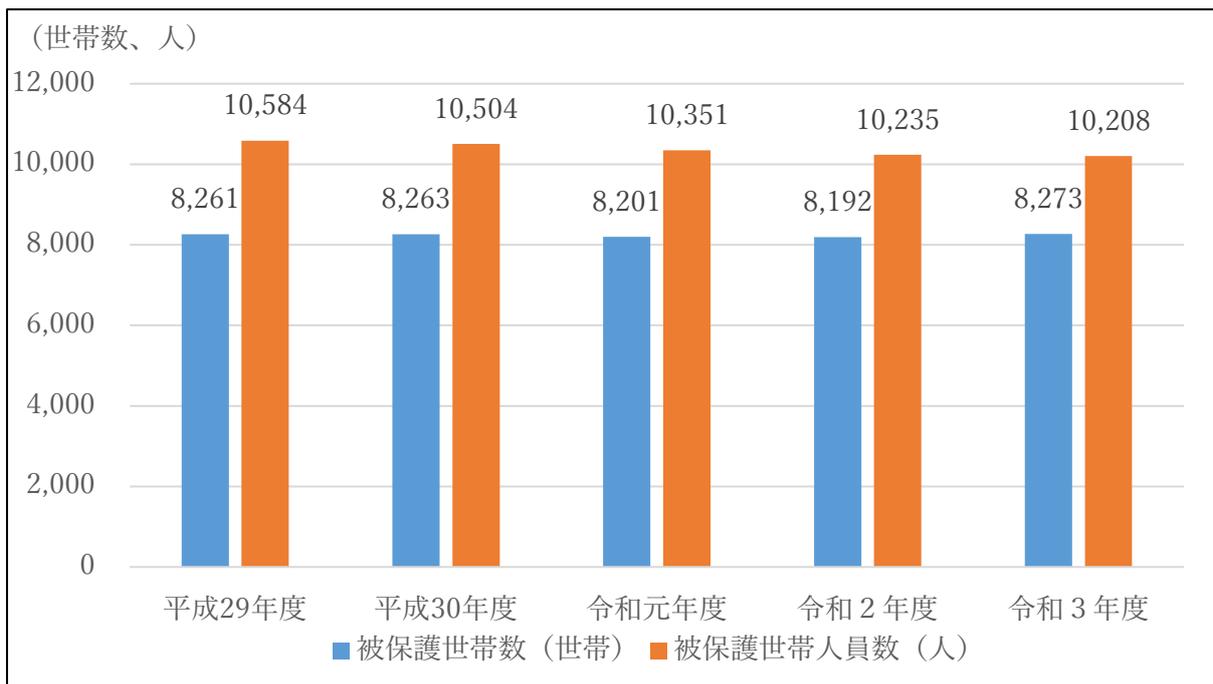
本県の令和4年度における生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業の自立支援計画（プラン）作成件数は422件でした。そのうち、「その他メンタルヘルスの課題（うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など）」を抱えていた件数は、111件でした。

また、本県の令和3年度における生活保護法に基づく保護を受けている世帯数（1か月平均）は8,273世帯と、平成29年度と比較して12世帯増加しているが、被保護世帯人員数（1か月平均）は令和3年度には10,208人と、平成29年度と比較して376人減少しています。（表10・図6）

【表10】 被保護世帯数及び被保護世帯人員数の推移（1か月平均）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
被保護世帯数	8,261世帯	8,263世帯	8,201世帯	8,192世帯	8,273世帯
被保護世帯人員数	10,584人	10,504人	10,351人	10,235人	10,208人

【図6】 被保護世帯数及び被保護世帯人員数の推移（1か月平均）



資料：厚生労働省「被保護者調査（月次調査）」確定値

(3) 虐待

① 児童

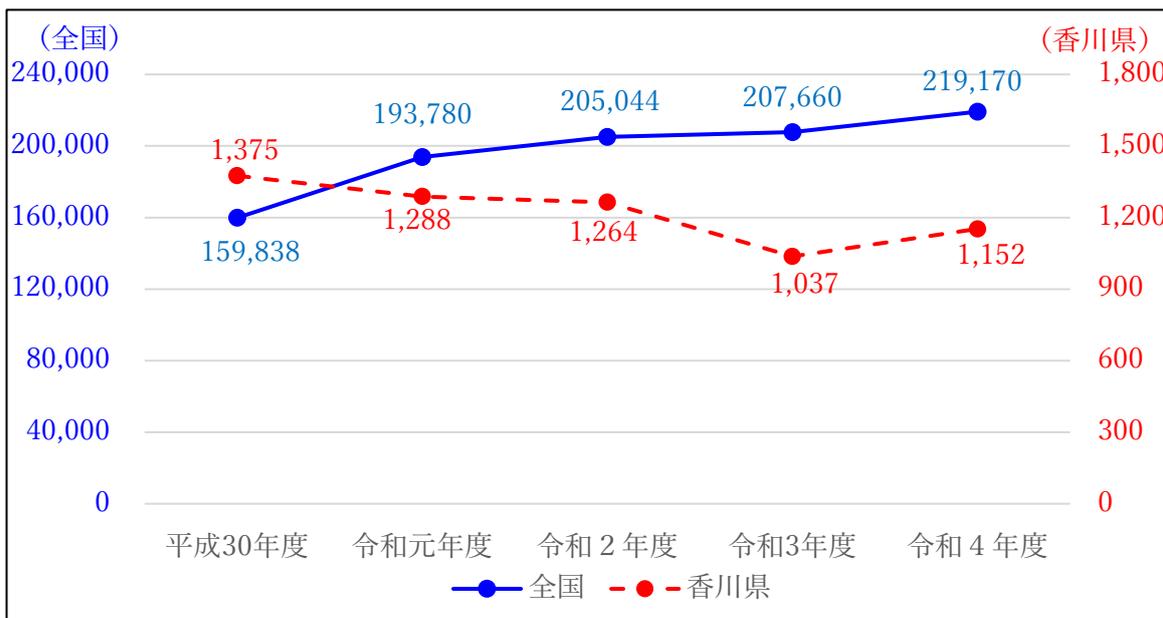
本県の令和4年度における児童虐待相談対応件数は、1,152件となっており、平成30年度と比較して223件減少しています。（表11・図7）

【表 11】 児童虐待相談対応件数の推移 (単位：件)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
全国	159,838	193,780	205,044	207,660	219,170
香川県	1,375	1,288	1,264	1,037	1,152

※ 令和 4 年度における全国の相談対応件数は速報値

【図 7】 児童虐待相談対応件数の推移 (単位：件)



資料：香川県子ども家庭課「児童虐待対応件数」

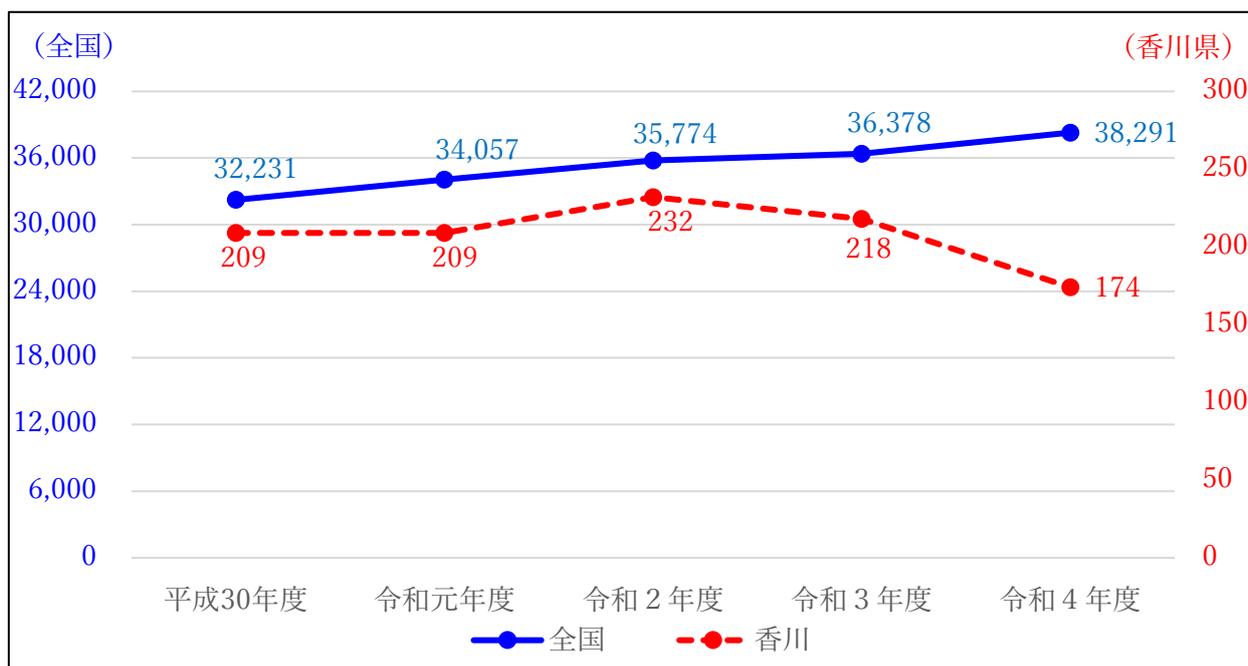
② 高齢者

本県の令和 4 年度における養護者(家族、親族、同居人等)による高齢者虐待の相談・通報対応件数は、174 件となっており、平成 30 年度と比較して 35 件減少しています。(表 12・図 8)

【表 12】 養護者(家族、親族、同居人等)による
高齢者虐待の相談・通報対応件数の推移 (単位：件)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
全国	32,231	34,057	35,774	36,378	38,291
香川県	209	209	232	218	174

【図 8】 養護者(家族、親族、同居人等)による
高齡者虐待の相談・通報対応件数の推移 (単位:件)



資料：香川県長寿社会対策課「「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく香川県の調査結果について」

(4) 自殺

① 自殺者数

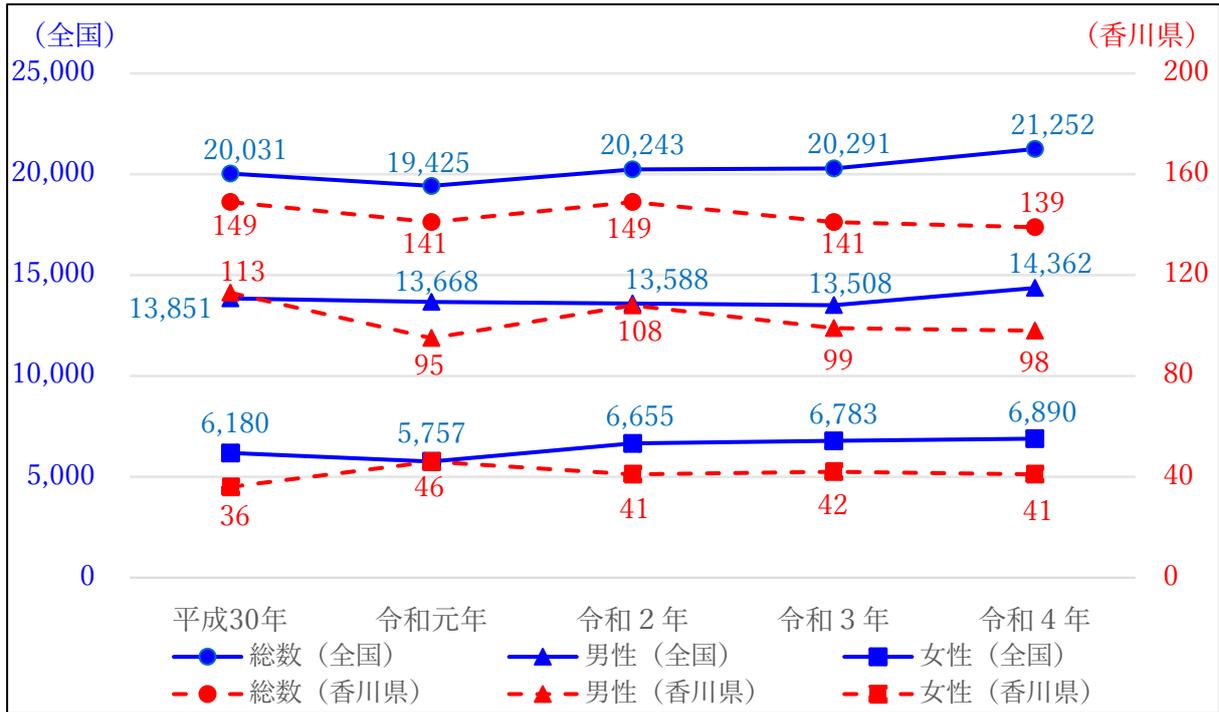
本県の令和4年における自殺者数は、139人となっており、平成30年と比較して10人減少しています。(表13・図9)

【表 13】 自殺者数の推移 (単位:人)

年		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全国	総数	20,031	19,425	20,243	20,291	21,252
	男性	13,851	13,668	13,588	13,508	14,362
	女性	6,180	5,757	6,655	6,783	6,890
香川県	総数	149	141	149	141	139
	男性	113	95	108	99	98
	女性	36	46	41	42	41

【図9】 自殺者数の推移

(単位：人)



資料：厚生労働省「人口動態統計」

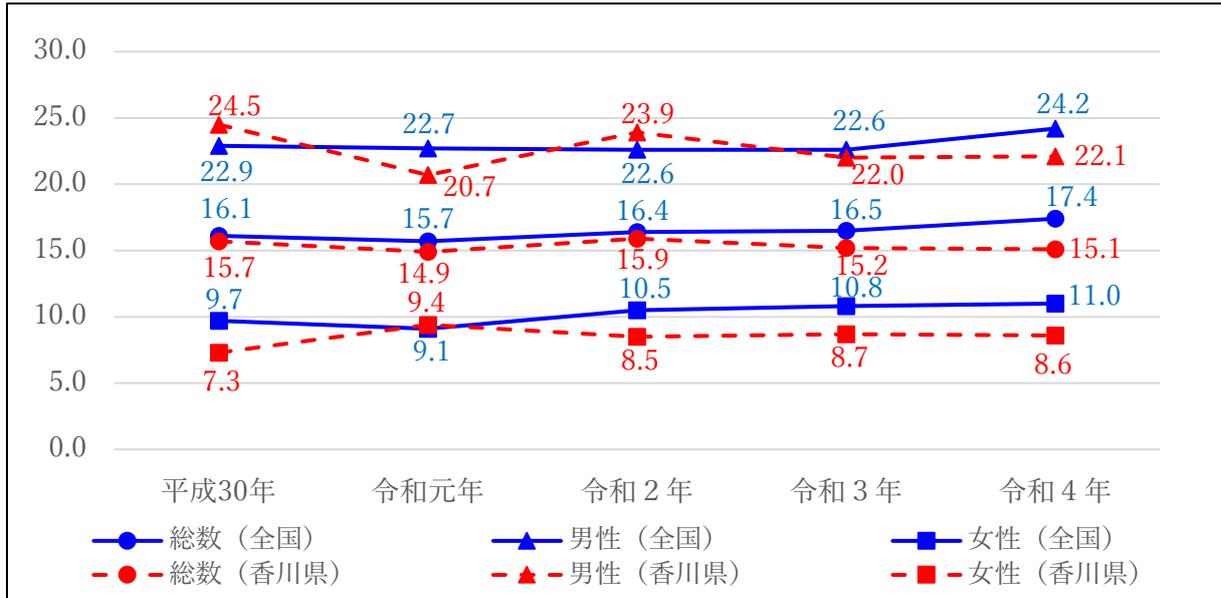
② 自殺死亡率

本県の令和4年における自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、15.1となっており、平成30年と比較して0.6減少しています。（表14・図10）

【表14】 自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）の推移

年		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全国	総数	16.1	15.7	16.4	16.5	17.4
	男性	22.9	22.7	22.6	22.6	24.2
	女性	9.7	9.1	10.5	10.8	11.0
香川県	総数	15.7	14.9	15.9	15.2	15.1
	男性	24.5	20.7	23.9	22.0	22.1
	女性	7.3	9.4	8.5	8.7	8.6

【図 10】 自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）の推移

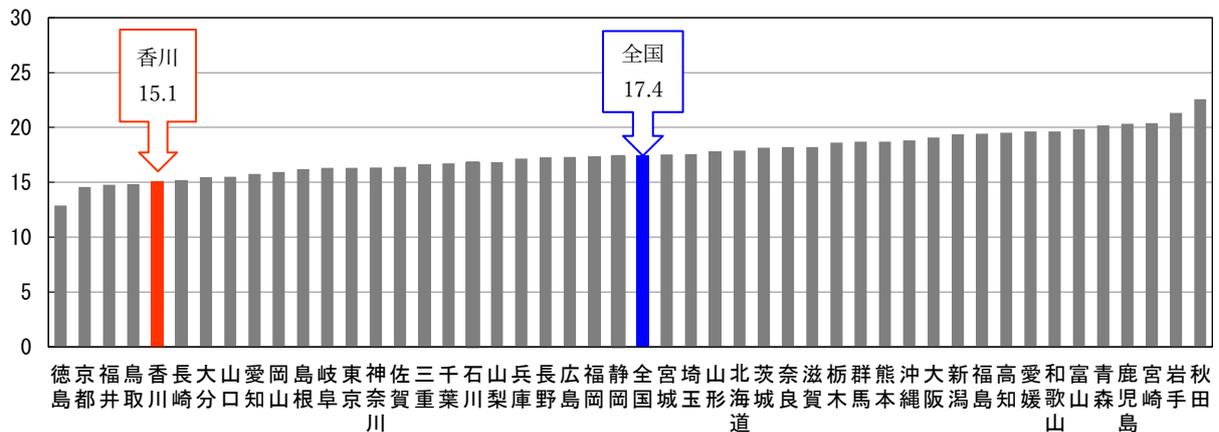


資料：厚生労働省「人口動態統計」

③ 都道府県別自殺死亡率

本県の自殺死亡率は概ね全国を下回る数値で推移しており、令和4年における自殺死亡率は全国で17.4、本県で15.1となっています。なお、都道府県別に比較すると、本県の自殺死亡率は全国で低い方から数えて5番目となっています。(図 11)

【図 11】 都道府県別自殺死亡率（令和4年）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

※香川県の順位（低い方から数えて）

平成 27 年: 5 位 平成 28 年: 16 位 平成 29 年: 12 位 平成 30 年: 19 位
 令和元年: 11 位 令和 2 年: 18 位 令和 3 年: 6 位 令和 4 年: 5 位

④ ギャンブル等依存症と自殺との関連性

令和2年度に独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが実施した「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」（令和3年8月公表）によると、ギャンブル等依存が疑われる者のうち希死念慮を有する割合、自殺企図を経験した割合がともに有意に高いことが報告されています。（表15）

【表15】 ギャンブル等依存が疑われる者と希死念慮・自殺企図の有無（単位：％）

	希死念慮あり	自殺企図あり
ギャンブル等依存が疑われる者 (SOGS※ 得点:5点以上)	39.9	5.6
ギャンブル等依存のない者 (SOGS 得点:5点未満)	22.2	2.8

資料：独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」

※ アメリカのサウスオクス財団が開発した簡易スクリーニングテストで、本調査では、20点満点の質問項目のうち、5点以上の者を「ギャンブル等依存が疑われる者」としている。

(5) 犯罪

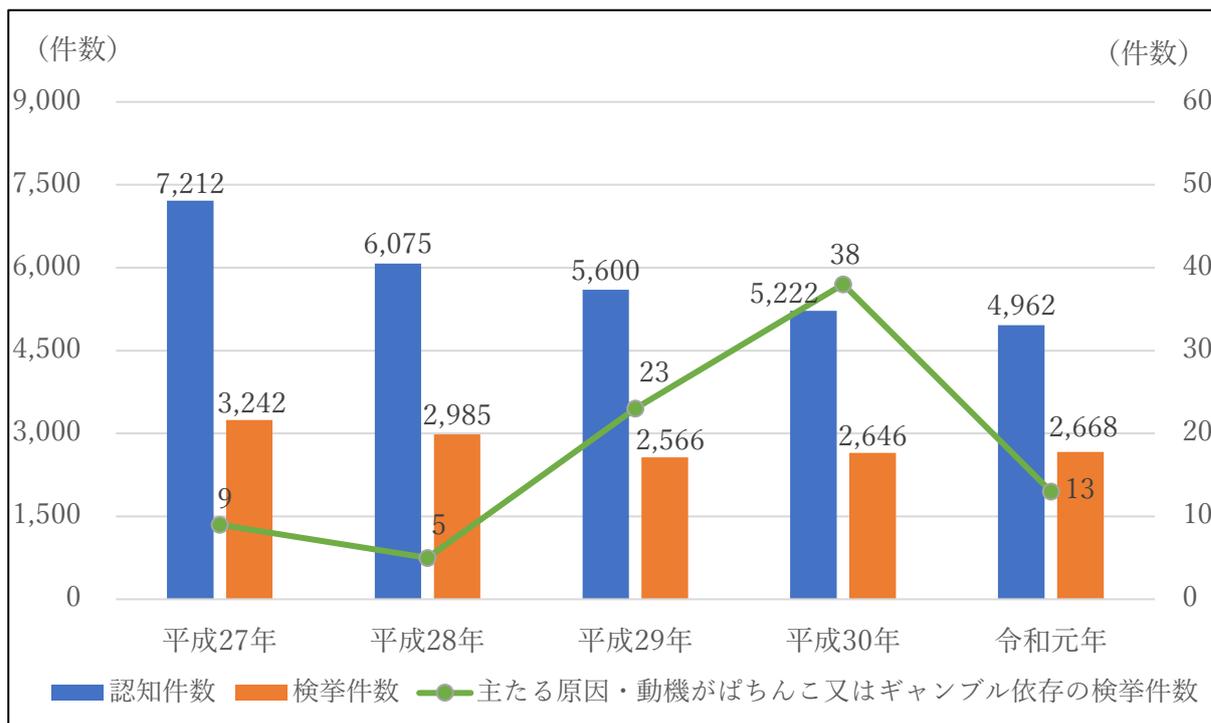
① 刑法犯認知件数及び検挙件数とばちんこ又はギャンブル依存

本県の令和元年における主たる被疑者の犯行の動機・原因がばちんこ又はギャンブル依存に起因する検挙件数は13件となっており、平成30年と比較して25件減少しています。（表16・図12）

【表16】 刑法犯認知件数及び検挙件数とばちんこ又はギャンブル依存（単位：件）

年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
認知件数	7,212	6,075	5,600	5,222	4,962
検挙件数	3,242	2,985	2,566	2,646	2,688
主たる原因・動機がばちんこ又はギャンブル依存の検挙件数	9	5	23	38	13

【図 12】 刑法犯認知件数及び検挙件数とばちんこ又はギャンブル依存 (単位:件)



資料：香川県警察本部「香川の犯罪」

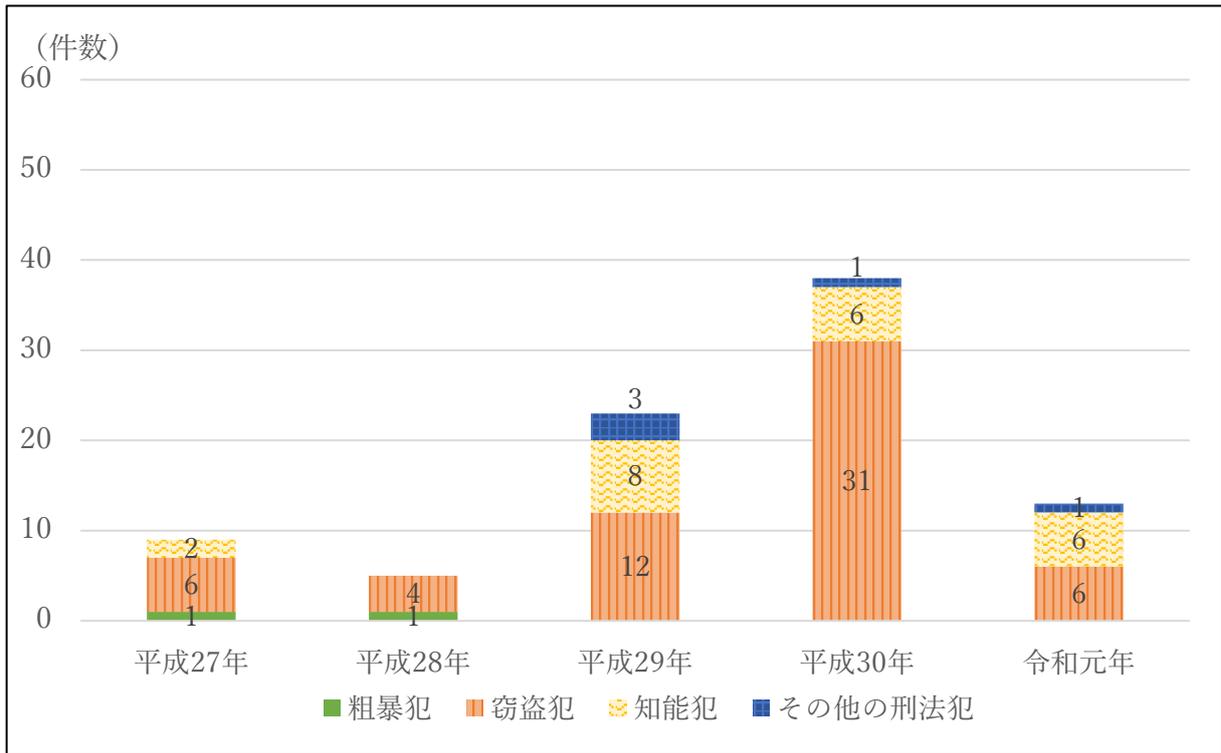
② ばちんこ又はギャンブル依存が動機・原因である検挙件数の罪種

本県の令和元年における主たる被疑者の犯行の動機・原因がばちんこ又はギャンブル依存に起因する検挙件数で最も多いのは窃盗犯及び知能犯であり、次にその他の刑法犯となっています。(表 17・図 13)

【表 17】 ばちんこ又はギャンブル依存が動機・原因である検挙件数の罪種 (単位:件)

年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
粗暴犯	1	1	0	0	0
窃盗犯	6	4	12	31	6
知能犯	0	0	8	6	6
その他の刑法犯	2	0	3	1	1
合計	9	5	23	38	13

【図 13】 ぱちんこ又はギャンブル依存が動機・原因である検挙件数の罪種
(単位：件)



資料：香川県警察本部「香川の犯罪」

(参考)

令和2年度に独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが実施した「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」(令和3年8月公表)によると、触法行為を含む問題行為の経験については、ギャンブル依存群※では、「家族や知人のカードを勝手に使った」「会社のお金を横領した」といった行為の割合が、物質依存群に比べて有意に高かったことが示されました。

また、自助グループを利用する者に触法行為を含む問題行為の有無について尋ねたところ、割合が最も高かったのは、「家族の金品(預金を含む)を盗んだ」70.3%でした。次いで、「家族や知人のカードを勝手に使った」32.9%、「家族以外の他人や店から金品(預金を含む)を盗んだ」31.0%、「会社のお金を横領した」29.0%でした。

※公的相談機関に来所した家族に尋ねた当事者の依存問題の種類別の結果に基づき、「ギャンブル依存群」「物質依存群」「クロスアディクション群」に分類。

4 ギャンブル等依存症に関する相談状況

県内では、精神保健福祉センター、東讃保健福祉事務所、小豆総合事務所、中讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所及び高松市健康づくり推進課がギャンブル等依存症に関する相談業務を行っています。(表 18・表 19)

【表 18】 精神保健福祉センターの相談状況 (単位：人)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
来所相談	97	86	54	79	103
電話相談	83	66	76	94	64
電子メールによる相談	1	4	0	1	0
合計	181	156	130	174	167

資料：厚生労働省「衛生行政報告例」

※ 延べ人数で計上

【表 19】 各保健福祉事務所等の相談状況 (単位：人)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
来所相談	9	4	2	5	47
電話相談	25	10	11	27	420
訪問指導	3	0	20	1	15
合計	37	14	13	33	482

資料：香川県の精神保健福祉（令和 5 年度版）

※ 延べ人数で計上

※ 高松市健康づくり推進課の実績を含む

※ 令和 4 年度の相談件数が増加した要因としては、複数回にわたり対応した件数をそれまでの実人数から延べ人数としてカウントしたことによる。

5 依存症対策における専門医療機関・治療拠点機関の状況

厚生労働省の要綱及び通知に基づき、平成30年に「香川県依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定要領」を定め、医療機関からの申請により、下記医療機関を香川県依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関として選定しています。

(表20)

【表20】 香川県依存症専門医療機関・治療拠点機関一覧

保健医療機関名	対象の依存症			選定日
	アルコール	薬物	ギャンブル等	
医療法人社団光風会 三光病院	◎	◎	◎	平成30年11月30日 (アルコール、薬物) 令和元年10月7日 (ギャンブル等)
医療法人社団五色会 こころの医療センター 五色台	◎			令和元年10月7日
香川県立丸亀病院	○			平成31年3月5日

※ ◎：依存症治療拠点機関 ○：依存症専門医療機関

※ 依存症治療拠点機関は、依存症専門医療機関から選定

6 自助グループ等の状況

香川県では、ギャンブル等依存症に関する当事者による自助グループ、家族会、支援団体を含めると8団体が活動しています。(令和6年3月現在)

依存症からの回復に当たっては、同じ経験や悩みを持つ当事者の集まりである自助グループとつながることも大変重要であり、今後も、各団体と連携を図りながら、必要なケースには自助グループにつなぐなど、当事者の回復を支援します。

《自助グループ等一覧》

- ・香川DARC
- ・家族会「さんさん」
- ・ギャマノン高松
- ・GAステップ香川グループ
- ・GAハッピー高松グループ
- ・高松あすなろの会
- ・メリーゲート香川
- ・メリーゲート丸亀

(※ 五十音順)

第3章 計画の基本的な考え方

本県のギャンブル等依存症対策は、基本法及び基本計画を踏まえ、次の事項を基本理念及び基本的な方向性として実施します。

1 基本理念

(1) 発症、進行及び再発の各段階での防止対策とギャンブル等依存症の当事者とその家族の支援

ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、ギャンブル等依存症の当事者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援します。

① 発症予防

ギャンブル等依存症の発症を予防するため、ギャンブル等依存症に対する県民の関心と理解を深め、ギャンブル等へのめり込むことによるリスクやギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を図るための教育や啓発を推進し、ギャンブル等への過剰な参加を防止する社会づくりを推進します。

② 進行予防

ギャンブル等依存症の進行予防には、早期発見・早期介入が重要であるため、ギャンブル等依存症の当事者やその家族を始め、誰もが気軽に活用できる相談場所を確保し、関係機関や自助グループ等との連携により、早期に必要な支援につなげる相談支援の体制づくりを推進します。

③ 再発予防

ギャンブル等依存症の当事者の回復や社会復帰が円滑に進むよう、社会全体の理解の促進を図るとともに、再発予防の取組に重要な役割を果たす自助グループ等の民間団体の活動に対する支援・連携を推進します。

(2) ギャンブル等依存症に関連して生ずる問題（多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等）に関する施策との有機的な連携

ギャンブル等依存症対策を実施するに当たっては、ギャンブル等が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図ります。

(3) アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携

ギャンブル等依存症対策を実施するに当たっては、医療提供体制の整備や相談支援における相互活用を図るなど、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図ります。

2 基本的な方向性

(1) ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及

ギャンブル等と適切に付き合っていける社会をつくるために、ギャンブル等へのめり込むことによるリスクや、ギャンブル等依存症についての正しい理解を啓発するとともに、関係事業者によるギャンブル等への過剰な参加を防止する取組を促進します。

(2) 誰もが相談できる場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり

地域の実情に応じて、精神保健福祉センターや保健所等が中心となり、ギャンブル等依存症の相談先を確保し、幅広い関係機関や、自助グループ及び関係団体との連携により、適切な指導、相談及び社会復帰の支援につなげる体制づくりを行います。

(3) 医療における質の向上と連携の促進

地域においてギャンブル等依存症の治療・研究・人材育成等の中心となる依存症治療拠点機関を中心に依存症専門医療機関の拡充を進めるとともに、ギャンブル等依存症への早期介入を含め、一般医療機関や専門医療機関との連携を推進します。

(4) ギャンブル等依存症の当事者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

ギャンブル等依存症の当事者の回復、社会復帰が円滑に進むよう、ギャンブル等依存症並びにその回復、社会復帰について、社会全体の理解を促進します。

第4章 これまでの取組と課題

本県では、令和3年3月に策定した「香川県ギャンブル等依存症対策推進計画」（以下「第1期計画」という。）の各種施策の取組を推進し、依存症対策の基盤整備に努めたほか、ギャンブル等依存症問題に関する広報啓発活動や相談・治療につなげる取組を実施するなど、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に進めています。

1 第1期計画策定後の香川県のギャンブル等依存症対策に係る取組状況(下線部分:課題)

(1) 予防教育・普及啓発に関すること

ギャンブル等依存症問題に関する理解と関心を深め、また、依存症の当事者やその家族を早期の治療・回復につなげることを目的に相談機関や医療機関、自助グループの情報を掲載した啓発用リーフレットを作成し、関係機関へ配布しました。

また、大学や専修学校でさまざまな依存症の知識やリスク等について普及啓発を行う出前講座を実施しており、ギャンブル等へのめり込むプロセスやギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及について、教育機関での学習指導要領に基づく教育の実施を着実に進めるとともに、若い世代への働きかけがさらに重要です。

また、生活様式の変化等により、公営競技でのインターネット投票の利用が増加していることから、ギャンブル等依存症の当事者へ関係事業者とともに重点的に働きかけ、進行予防の取組を推進する必要があります。

・啓発用リーフレットの配布

年度	延べ配布先	配布部数
令和3～5年度	175か所	3,440部

主な配布先：精神科病院・診療所、各警察署、自助グループ等民間団体
精神保健福祉センター、各保健所

・出前講座の実施

年度	実施団体数
令和3年度	2団体
令和4年度	3団体
令和5年度	12団体

(2) 相談支援体制に関すること

精神保健福祉センターや保健所において、精神保健福祉士や保健師、臨床心理士等がギャンブル等依存症に関する相談を受け付けています。

依存症対策全国センター主催の「依存症相談対応指導者養成研修」に精神保健福祉センターや保健所職員が受講したり、依存症相談拠点である精神保健福祉センターが中心となり、相談窓口対応者や支援者向けにギャンブル依存症に関する研修会を開催するなど、相談体制の強化を図るとともに、ギャンブル等依存症の当事者やその家族に対して、依存症回復プログラムや依存症専門相談を実施しています。ギャンブル等依存症の当事者やその家族に対応できる相談窓口対応者や支援者の対応能力をさらに向上させる必要があります。

- ・「依存症相談対応指導者養成研修」受講者数

年度	延べ受講者数	受講機関
令和3～5年度	11名	精神保健福祉センター、各保健所

- ・依存症相談拠点機関（精神保健福祉センター）による研修の実施

年度	実施回数
令和4年度	1回
令和5年度	3回

（3）治療体制に関すること

本県では、ギャンブル等依存症を専門に取り組む医療機関として、令和元年10月に医療法人社団光風会三光病院を専門医療機関及び治療拠点機関に選定しています。依存症対策全国センター主催の「依存症治療指導者養成研修」や医療法人社団光風会三光病院が実施する「依存症医療研修」の受講を促すなど、依存症を専門に対応できる医療従事者の養成を進めています。ギャンブル等依存症の当事者やその家族ができる限り身近で医療を受けることができるよう、総合的かつ専門的に治療等に関わる専門医療機関をさらに整備する必要があります。

- ・「依存症治療指導者養成研修」受講者数

年度	延べ受講者数	受講機関
令和3～5年度	19名	精神科病院

- ・依存症治療拠点機関による研修の実施

年度	実施回数	実施機関
令和3～5年度	1回/年	医療法人社団光風会三光病院

（4）回復支援体制に関すること

本県では、自助グループ等の民間団体が8団体あり、ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）にパネル展を開催し、自助グループ等の活動紹介を行うとともに、ポートルース丸亀場内において、民間団体、関係事業者とともに啓発イベント及び個別相談会を開催しました。当事者が継続してギャンブルをやめ、家族が抱えている悩みや困難等から解放されるために、自発的な集まりの場が重要な役割を果たすことから、自助グループ等への参加を促す取組を推進する必要があります。

- ・自助グループ等の活動内容等の広報

年度	実施回数	実施内容
令和3年度	1回	・ギャンブル等依存症問題啓発週間におけるパネル展示・啓発資材の配布
令和4年度	2回	・ギャンブル等依存症問題啓発週間におけるパネル展示・啓発資材の配布 ・ポートルース丸亀場内での啓発イベント
令和5年度	2回	・ギャンブル等依存症問題啓発週間におけるパネル展示・啓発資材の配布 ・ポートルース丸亀場内での啓発イベント

第5章 重点課題

第2章の県内におけるギャンブル等依存症を取り巻く状況や第4章のこれまでの取組と課題を踏まえ、第3章で掲げた基本理念及び基本的な方向性を達成するために取り組むべき重点課題及び取組の目標を次のとおり定め、その達成に向けて取組を推進していきます。

1 重点課題と数値目標

重点課題（1）ギャンブル等依存症に関する知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発生を予防

ギャンブル等依存症に関する知識の普及を徹底するために、以下の2つの数値目標を掲げます。

目標内容	目標値等
大学・専修学校・高等学校等への予防教育の実施	年5回以上
啓発イベントの開催	年1回以上

重点課題（2）ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備のために、以下の5つの数値目標を掲げます。

目標内容	目標値等
相談窓口周知のための媒体作成と配布	啓発用リーフレットの配布先及び配布部数の増加
精神保健福祉センター等の職員を国のギャンブル等依存症対策に係る研修会へ派遣	年3人以上
保健所、市町等の職員を対象とした研修会の開催	年1回以上
ギャンブル等依存症専門医療機関の拡充	1か所以上選定
各自助グループの活動内容等の広報	年1回以上

第6章 基本的施策

7つの分野ごとに、発症、進行、再発の各段階に応じた取組を進めていくことで、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進します。

1 予防教育・普及啓発（発症予防）

- (1) 「ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～5月20日）」等の機会を通じて、ギャンブル等依存症が日常生活に与える影響や相談窓口等についての普及啓発を行います。
- (2) 高等学校において、新しい学習指導要領では、アルコール、薬物などの物質への依存症に加えて、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖(しへき)行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れることが示され、精神疾患の一つとしてギャンブル等依存症を含めた依存症について取り上げることになりました。学校における保健の授業等を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理するための資質・能力を育成していきます。
- (3) 大学や専修学校、高等学校等と連携し、学生・生徒を対象としたオリエンテーションや講義などの機会を通じて、ギャンブル等への過剰な参加によるリスクや日常生活に与える影響についての知識の浸透を図ります。
- (4) 関係事業者と連携し、ギャンブル等の利用者に対し、SOGS等の簡易スクリーニングや相談窓口についての普及啓発を行います。
※SOGS（The South Oaks Gambling Screen）・・・サウスオークス財団（アメリカ）がギャンブル等依存症の診断のために開発した判断基準。12項目の質問により評価を行い、ギャンブル等依存症の危険度を測る。
- (5) 消費生活センターのホームページに消費者庁ウェブサイト内のギャンブル等依存症を紹介する特設ページのリンクを設け閲覧を促します。
- (6) 20歳未満の者が投票券を購入し、又は譲り受けることがないように、警備員等による積極的な声かけ及び年齢確認を行うとともに、ホームページ等インターネットを活用した注意喚起などより効果的な啓発活動を行います。また、依存症相談窓口について周知を行います。【高松市競輪場事業課、丸亀市ボートレース事業局】
- (7) ホームページ等においてインターネット投票利用者に対する効果的な注意喚起を行うとともに、アクセス制限や購入限度額設定システムの周知に取り組みます。【高松市競輪場事業課、丸亀市ボートレース事業局】
- (8) ぱちんこ営業所において、18歳未満の者のぱちんこ営業所への入場を防ぐため、より効果的な啓発活動や年齢確認を行います。【香川県遊技業協同組合】

- (9) ぱちんこ営業所における自己申告・家族申告プログラム導入を進めるとともに、利用促進に向けた周知に取り組みます。【香川県遊技業協同組合】
- (10) ぱちんこ営業者等に対する注意喚起を実施するほか、射幸心をそそる広告等についてその都度指導を行います。
- (11) 各種情報の収集に努め、違法なオンラインカジノを含む賭博店等に対する厳正な取り締まりを行います。

2 人材の確保及び育成（進行予防）

- (1) 精神保健福祉センターにおいて、保健所、市町等の相談機関を対象に、ギャンブル等依存症に関する研修会を実施し、相談があった際、適切な対応ができる人材を育成するとともに、必要に応じ、市町等の相談機関に助言を行います。
- (2) ギャンブル等依存症により多重債務を抱えた方の相談先である香川県消費生活センターや弁護士等を対象に、医療機関や精神保健福祉センター、保健所等の相談窓口を周知し、適切につなぐことができる人材の確保に努めます。
- (3) 関係事業者を対象に、医療機関や精神保健福祉センター、保健所等の相談窓口を周知し、適切につなぐことができる人材の確保を努めるとともに、関係事業者の依存症相談窓口との連携を図ります。

3 相談支援等（進行予防、再発予防）

- (1) 地域の実情に応じ、精神保健福祉センターや保健所、市町において、ギャンブル等依存症の当事者及びその家族が気軽に相談できる相談先を明確化するとともに、県のホームページやリーフレット等を活用し、広く県民に周知します。
- (2) 精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症に対応した、依存症回復プログラム及び依存症専門相談を実施します。また、学習会や交流会を開催することで、家族が依存症に対する正しい知識や当事者への関わり方について学ぶ機会を提供します。
- (3) 精神保健福祉センターや保健所等において、精神保健福祉相談を実施し、ギャンブル等依存症が疑われる方に対しては、必要に応じて適切な医療機関や自助グループ等を紹介します。
- (4) 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症に関連して生じる問題について、抱える問題に応じて適切な相談機関につなぐことができるよう、各相談窓口の一覧を作成するなど、関係機関での連携を進めます。

- (5) 各ぱちんこ営業所に安心パチンコ・パチスロアドバイザーを配置し、ギャンブル等依存症が疑われる方に対して、適切な案内ができるよう努めます。【香川県遊技業協同組合】
- (6) ぱちんこやパチスロへの依存に対する支援を行っているリカバリーサポート・ネットワークの周知を図り、相談を促します。【香川県遊技業協同組合】
- (7) ギャンブル等依存症相談窓口ガイドライン等を策定し、ギャンブル等依存症相談窓口において、ギャンブル等依存症が疑われる方やその家族等からの相談を受け、適切な案内ができるよう努めます。また、職員の資質向上に向けて、研修等の充実に取り組みます。【高松市競輪場事業課、丸亀市ボートレース事業局】
- (8) 精神保健福祉センターや保健所等において、ギャンブル等依存症についての相談を受けた際には、必要に応じて、関係機関と連携し、金銭管理や債務整理等の制度の活用を促します。

4 医療体制の充実及び関係者のスキルアップ（進行予防、再発予防）

- (1) 国の指定要件を踏まえたうえで、ギャンブル等依存症に対する適切な医療を提供することができる依存症専門医療機関を県内で新たに選定します。
また、県内医療機関を対象に、依存症治療拠点機関による研修会を実施し、ギャンブル等依存症に専門的に対応できる医療従事者を養成するとともに、県内のギャンブル等依存症における医療体制の強化を図ります。
- (2) ギャンブル等依存症の当事者が状況に応じて必要な治療が受けられるよう、専門医療機関と精神保健福祉センター、保健所等とのネットワークの構築を図ります。
- (3) ギャンブル等依存症にかかる専門性向上のため、国等が実施する研修に保健所職員等を派遣するとともに、精神保健福祉センターにおいてギャンブル等依存症の当事者やその家族に対する支援を行う人材を育成するための研修会を実施します。

5 自助グループ等との連携推進（再発予防）

- (1) 精神保健福祉センターや保健所、市町において、それぞれの団体の機能に応じた役割を果たす機会を提供するなど、自助グループ等の活動に対する支援を推進します。
- (2) 精神保健福祉センター、保健所等の行政機関が、自助グループ等を地域の社会資源として認識・尊重し、相互に連携しながら、ギャンブル等依存症の当事者及びその家族を支援します。

- (3) 精神保健福祉センター主催の研修会等において、回復者の体験談や、回復事例を積極的に紹介すること等により、回復支援における自助グループ等の役割等を更に啓発します。
- (4) 自助グループ等の活動を知り、共にギャンブル等依存症について学ぶ機会を持つなど、継続して理解を深めるよう努めます。

6 社会復帰の支援（再発予防）

- (1) ギャンブル等依存症の当事者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、ギャンブル等依存症が回復する病気であること等を社会全体に啓発し、ギャンブル等依存症に対する理解を促進します。
- (2) ギャンブル等依存症の当事者の休職からの復職・継続就労について、継続して行われるよう関係機関と連携し、当事者の回復について理解を促します。
- (3) 精神保健福祉センターや保健所、市町等において、ギャンブル等依存症の当事者やその家族等の相談者が適切な支援につながるように、ギャンブル等依存症の治療、回復支援に資する病院や自助グループ等の社会資源の情報を収集し提供できるように努めます。
- (4) ギャンブル等依存症の回復支援に当たっては、それぞれの問題に配慮した対応が求められることから、関係機関との情報共有等による連携を進めます。
- (5) 就労支援を必要とするギャンブル等依存症の当事者を含む保護観察対象者等が円滑に社会復帰できる体制を構築するよう努めます。【高松保護観察所】
- (6) ギャンブル等依存症問題を有するなどの生活困窮者について、収入、支出その他家計の状況を把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援する生活困窮者家計改善支援事業の活用を促進します。

7 連携協力体制の構築（発症予防、進行予防、再発予防）

- (1) 地域の各関係機関が参画する包括的な連携会議を開催し、相互の情報共有や協力体制により適切な相談や治療、回復支援までつなげる連携体制の構築に努めます。

第7章 推進体制等

1 関連施策との有機的な連携

関連施策との有機的な連携が図られるよう、県関係各課との連絡・調整等を行います。

2 推進体制

医療、保健、福祉、教育、警察、事業者等の関係機関及び自助グループ等の民間団体等とのネットワークを構築し、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進に向けて、検討、協議を進めます。

3 計画の進行管理

健康福祉部障害福祉課において、計画の進捗状況の把握、適切な進行管理を行います。

4 計画の見直し

基本法第13条第3項の規定に基づき、ギャンブル等依存症に関する状況の変化、ギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、必要があると認められるときには、計画の変更を行います。

1 ギャンブル等依存症チェックリスト（日本語版SOGS短縮版）

- ギャンブルで負けた時、負けた分を取り戻すために、またギャンブルをしたことがある。

- 自分に賭け事やギャンブルの問題があると思ったことがあるか、その問題を人から指摘されたことがある。

- お金の使い方について、同居していた人と口論となった原因が、主に自分のギャンブルだったことがある。

- 誰かからお金を借りたのに、ギャンブルのために返せなくなったことがある。
 - ・ ギャンブルのためか、ギャンブルによる借金を返すために、下記のいずれかからお金を借りたことがある。
- 家計

- サラ金、闇金

- 銀行、ローン会社

上記のうち、✓が2つ以上あれば、ギャンブル等依存症の疑いがあります。

※ 「厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）精神障害者の地域ケアの促進に関する研究 平成 21 年度分担研究報告書 いわゆるギャンブル依存症の実態と地域ケアの促進」より「日本語版SOGS短縮版」を改変

※ チェックリストにおける“ギャンブル”には、ぱちんこ等の遊技を含みます。

2 相談機関一覧

(1) 依存症相談窓口（精神保健福祉センター、保健所等）

名称	電話番号	所在	管轄市町
香川県精神保健福祉センター	087-804-5566	高松市松島町一丁目 17-28 香川県高松合同庁舎 4 階	県内全域
香川県東讃保健福祉事務所	0879-29-8263	さぬき市津田町津田 930-2	さぬき市 東かがわ市 三木町 直島町
香川県小豆総合事務所	0879-62-1373	小豆郡土庄町淵崎甲 2079-5	土庄町 小豆島町
香川県中讃保健福祉事務所	0877-24-9963	丸亀市土器町東八丁目 526	丸亀市 坂出市 善通寺市 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町
香川県西讃保健福祉事務所	0875-25-2052	観音寺市坂本町七丁目 3-18	観音寺市 三豊市
高松市健康づくり推進課	087-839-3801	高松市桜町一丁目 9-12	高松市
認定NPO法人 リカバリーサポート・ネットワーク（ぱちんこ依存のみ）	050-3541-6420	沖縄県中頭郡西原町上原二丁目 9-1 ルボワ YARA 2 階	国内全域
一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センター（サポートコール）	0120-683-705	東京都港区六本木 3-16-14 KY ビル 2 階	国内全域

※ 受付時間

- ・精神保健福祉センター、各保健所
土日・祝日・年末年始を除く月曜～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで
- ・認定NPO法人リカバリーサポート・ネットワーク
土日・祝日を除く月曜～金曜日の午前 10 時～午後 10 時まで（受付は午後 9 時 30 分まで）
- ・一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センター（サポートコール）
年中無休 24 時間受付

※ 香川県精神保健福祉センターでは、ギャンブル等依存症を含む依存症回復プログラム及び依存症者を持つ家族を対象とした学習会、交流会及び依存症専門相談も実施しています。詳しくは電話でお問い合わせください。

(2) 消費生活相談窓口（消費生活センター、県民センター）

名称	電話番号	所在	担当区域
香川県消費生活センター	消費生活相談 087-833-0999	高松市番町四丁目 1-10 香川県庁東館 2階	県内全域
	多重債務・ ヤミ金融専用 087-834-0008		
香川県東讃県民センター	0879-42-1200	さぬき市津田町 津田 930-2	
香川県小豆県民センター	0879-62-2269	小豆郡土庄町 淵崎甲 2079-5	
香川県中讃県民センター	0877-62-9600	善通寺市生野本町 一丁目 1-12	
香川県西讃県民センター	0875-25-5135	観音寺市坂本町 七丁目 3-18	

※ 相談時間

- ・香川県消費生活センター（消費生活相談）
土日・祝日・年末年始を除く月曜～金曜日の午前8時30分～午後5時まで
- ・香川県消費生活センター（多重債務・ヤミ金融専用）、各県民センター
土日・祝日を除く月曜～金曜日の午前8時30分～午前12時、午後1時～午後5時まで

(3) 多重債務者相談窓口（四国財務局）

名称	電話番号	所在	担当区域
四国財務局 多重債務者相談窓口	087-811-7801	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合 同庁舎（南館）	四国全域

※ 受付時間

- ・土日・祝日・年末年始を除く月曜～金曜日の午前9時～午前12時、午後1時～午後5時まで

※ 相談方法

まずは電話でお問合せください。担当者から電話を掛けなおします。必要に応じて、弁護士・司法書士などの法律専門家への引継ぎも行います。

(4) 法律相談窓口（香川県弁護士会、法テラス香川）

名称	電話番号	所在	担当区域
香川県弁護士会 多重債務無料法律相談 (要予約)	087-822-3693	高松市丸の内 2-22	県内全域
法テラス香川	0570-078393	高松市寿町二丁目 3-11 高松丸田ビル 8階	県内全域

※ 受付時間

- ・香川県弁護士会、法テラス香川（いずれも無料でご相談いただけます。）
土日・祝日・年末年始を除く月曜～金曜日の午前9時～午後5時まで

※ 相談時間

- ・香川県弁護士会
毎月第1・3火曜日の午後1時～午後4時（30分以内）
まずは上記受付時間内に電話でお問合せください。

3 医療機関等一覧

ギャンブル等依存症に関し医療機能を担う医療機関（精神科病院、精神科及び心療内科を標榜する病院、精神科及び心療内科を標榜する診療所）について、多様な精神疾患等ごとの医療機能を担う医療機関一覧表にて公表しています。

香川県 多様な精神疾患 医療機関 **検索** 

4 自助グループ等一覧

名称	電話番号
香川DARC	080-3994-4173
家族会「さんさん」	090-7144-1820
ギャマノン高松	03-6659-4879
GAステップ香川グループ	090-5675-3495
GAハッピー高松グループ	070-5516-3067
高松あすなろの会	0120-39-0476 087-897-3211
メリーゲート香川	090-4972-6930
メリーゲート丸亀	

5 香川県ギャンブル等依存症対策連携会議委員名簿

氏名	所属・職名	備考
岡田 宏基	一般社団法人香川県医師会 理事	
三野 進	香川県精神神経科診療所協会 会長	
海野 順	医療法人社団光風会三光病院 院長	
野崎 晃広	四国学院大学社会福祉学部 教授	
田中 拓	香川県弁護士会 弁護士	
合田 裕憲	高松保護観察所 統括保護観察官	
和泉 元治	丸亀市ポートレース事業局経営課 課長	
詫間 啓司	香川県遊技業協同組合 専務理事	
塚原 雅樹	高松市創造都市推進局産業経済部競輪場 場長	
村上 亨	香川 DARC 代表	
松村 辰男	家族会「さんさん」 代表	
佐伯 徹	公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会 四国支部 代表	
木村 良夫	公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会 四国支部	
鍋谷 健一	高松あすなろの会 事務局長	
高嶋 洋伸	高松市健康づくり推進課 課長	
泰田 邦宏	香川県精神保健福祉センター 所長	
渡邊 浩司	香川県教育委員会保健体育課 課長	
谷本 弘記	香川県警察本部生活安全企画課 課長	

※順不同／敬称略

《用語解説》

●アクセス制限

競馬や競輪、ぱちんこ等の実施にあたり、本人や家族の申込により、入場制限や使用上限金額等を設定するものです。

●依存症専門医療機関

各種依存症に対する適切な医療が提供できる医療機関で、国が定める基準に基づき、都道府県が選定します。専門医療機関では、地域の相談機関や自助グループ等と連携して治療に取り組みます。

●依存症相談拠点

依存症に特化し、当事者やその家族等の相談を受け付け、関係機関と連携して支援するために、国が定める基準に基づき、都道府県が設置した相談拠点機関になります。

●依存症治療拠点機関

国が定める基準に基づき、依存症専門医療機関の中から都道府県が選定します。依存症治療拠点機関は、各種依存症の当事者やその家族等への相談対応のほか、依存症に関する取組の情報発信、医療機関を対象とした研修などを行います。

●ギャマノン

ギャンブル等依存症の問題の影響を受けた家族等のための自助グループで、ミーティング活動を行っています。

●GA（ギャンブラーズ・アノニマス）

ギャンブル等依存症からの回復を目指す当事者同士の集まり（自助グループ）です。GAでは、ミーティング活動を行い、様々な思いを分かち合います。

●ギャンブル等依存症

ギャンブル等依存症対策基本法第2条に基づき、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義します。

●自助グループ

同じ悩みや問題を抱えた当事者やその家族が自主的に集まる会。意見を交換し、互いに励まし交流することで、問題を解決していくことを目指します。主な自助グループはギャマノンやGA（ギャンブラーズ・アノニマス）などがあります。

●射幸行為

偶然に得られる成功や利益を当てにすること。

第2期香川県ギャンブル等依存症対策推進計画

香川県健康福祉部障害福祉課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

電話：087-832-3294

FAX：087-806-0240

E-mail: shogaifukushi@pref.kagawa.lg.jp